

親任官任命(二名)

内閣人第三六号

起案

平成二六年三月六日

決定	平成二六年三月七日
上奏	平成二六年三月七日
裁可	平成二六年三月七日

施行

平成二六年三月七日	平成二六年三月七日
-----------	-----------

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総務官

麻生 国務大臣

田村

国務大臣

小野寺

国務大臣

古屋

国務大臣

新藤 国務大臣

林

国務大臣

甘利

国務大臣

森

国務大臣

谷垣 国務大臣

茂木

国務大臣

稲田

国務大臣

山本

国務大臣

岸田 国務大臣

太田

国務大臣

菅

国務大臣

下村 国務大臣

石原

国務大臣

根本

国務大臣

最高裁判所判事寺田逸郎を最高裁判所長官に指名し、左のとおり閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所判事 寺田逸郎

内閣

最高裁判所長官に任命する

内閣

1 丁									裁 判 所														
年 号	出生地	現住所	本籍						事	項	氏 名	出生の 年月日	旧氏名										
月																							
日																							
四六	四七	四九	〃	〃	〃	五二	〃	〃	司法試験第二次試験合格		てらだいつろう 寺 田 逸 郎	昭和二十三年一月九日											
一〇	三	四	〃	〃	〃	四	〃	七	東京大学法学部卒業														
一	二八	一	〃	〃	〃	一	〃	一	司法修習生を命ずる														
									司法修習生の修習終了														
									判事補に任命する														
									東京地方裁判所判事補に補する														
									簡易裁判所判事に兼ねて任命する														
									東京簡易裁判所判事に補する														
									札幌地方裁判所判事補に補する														
									司法試験管理委員会														
									最高裁判所														
									〃														
									最高裁判所														
									内 閣														
									最高裁判所														
									内 閣														
									最高裁判所														
									最高裁判所														

2 丁										裁 判 所					
〃	〃	五八	〃	〃		〃	〃	五六	〃	五五		五四	昭和五二		年 号
一一二	一一	四	一〇	〃		〃	〃	四	〃	四		四	七		月
一	一五	一五	一	一五		四	〃	一	〃	一		一二	一		日
事 項															
かねて法務総合研究所教官に充てる															
外務事務官（条約局）の併任を解除する															
法制審議会幹事に併任する															
外務事務官（条約局）に併任する															
法制審議会幹事に併任する															
法務省民事局付に充てる															
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する															
東京簡易裁判所判事に補する															
東京地方裁判所判事に補する															
大阪簡易裁判所判事に補する															
大阪地方裁判所判事に補する															
より判事の職務を行わしむる者に指名する															
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に															
札幌簡易裁判所判事に補する															
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する															
															最高裁判所
															庁 名
															寺 田 逸 郎
法 務 省	外 務 省	法 務 省	外 務 省	〃	法 務 省		〃	〃	〃	〃	〃		〃		

3 丁										裁 判 所			
〃	〃 六三		〃		〃	〃			〃	〃 六〇		〃	昭和五九 年 号
三	二		一一		一〇	〃			〃	二		〃	九 月
二八	一五		一九		八	〃			〃	一五		〃	一〇 日
法務省に出向させる	帰朝を命ずる	議特別会期日本政府代表代理を免ずる	オランダ国ヘーグにおいて開催のヘーグ国際私法会	議特別会期日本政府代表代理を命ずる	オランダ国ヘーグにおいて開催のヘーグ国際私法会	法制審議会幹事の併任を解除する	一等書記官を命ずる	る	外務事務官（在オランダ日本国大使館）に転任させる	外務省に出向させる		外務事務官（大臣官房）に併任する	法務総合研究所教官に充ててを解く 事 項
〃	外務省	〃		内閣		法務省	外務省			法務省		外務省	法務省 庁 名

寺 田 逸 郎

4 丁										裁 判 所					
〃				〃		〃	〃				〃	〃	〃	昭和六三	年 号
六				〃		五	〃				〃	四	〃	三	月
六				一〇		一	一八				七	一	〃	二八	日
事 項															
オランダ王国よりオラニエ・ナッソー家オフィシエ 併任の期間は昭和六十三年十二月三十一日までとす 併任する 昭和六十三年年度司法試験（第二次試験）審査委員に 任期は昭和六十四年八月二日までとする 著作権審議会専門委員に任命する 法制審議会幹事に併任する 併任の期間は昭和六十三年十二月三十一日までとす 併任する 昭和六十三年年度司法書士試験委員（筆記試験担当） 法務省民事局参事官に充てる 法務省民事局付に充てる 検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる										法務省					
										法務省	庁 名				

寺 田 逸 郎

寺 田 逸 郎

5 丁				裁 判 所											
〃	二	一	四		〃			平成 元				昭和 六四			年 号
					八			一				一			月
					二八			一三				四			日
平成二年度司法試験（第二次試験）審査委員に併任				任期は平成三年八月二十七日までとする	著作権審議会専門委員に任命する	併任の期間は平成元年十二月三十一日までとする	任する	平成元年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併	る	併任の期間は昭和六十四年十二月三十一日までとす	併任する	昭和六十四年度司法試験（第二次試験）審査委員に	（労）	事 項	
				文化庁		〃			法務省						庁 名

寺田逸郎

寺田逸郎

[illegible]

7 丁									裁 判 所				
	〃			〃			〃	〃			平成 四		年 号
	四			〃			一	〃	四		一		月
	二七			一二			四	一八	一		一四		日
命ずる	ヘーグ国際私法会議第十七会期日本政府代表代理を	併任の期間は平成五年十二月三十一日までとする	任する	平成五年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併	併任の期間は平成五年十二月三十一日までとする	する	平成五年度司法試験（第二次試験） 審査委員に併任	法制審議会幹事に併任する	法務省民事局第四課長に充てる	併任の期間は平成四年十二月三十一日までとする	任する	平成四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併	併任の期間は平成四年十二月三十一日までとする
内 閣		〃			〃			〃	法 務 省	〃			法 務 省
													庁 名

寺
田
逸
郎

寺 田 逸 郎

8 丁									裁 判 所				
〃			〃			〃	六	〃			〃	平成五	年 号
四			三			一	一	一〇			〃	七	月
一八			一			一	一	一			二八	二	日
法制審議会幹事に併任する									併任の期間は平成五年十二月三十一日までとする				
併任の期間は平成六年十二月三十一日までとする									併任の期間は平成五年十二月三十一日までとする				
平成六年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する									平成五年度司法試験（第二次試験）審査委員の併任を解除する				
〃									〃				
〃									〃				
法務省									法務省				
寺田逸郎									寺田逸郎				

9 丁										裁 判 所		
		〃			〃			〃		七	年	
		四			二			〃		一	号	
		一			二八			一〇		四	月	
		法務省民事局第三課長に充てる			に併任する			併任の期間は平成七年十二月三十一日までとする		併任の期間は平成七年十二月三十一日までとする	事	
		東京高等検察庁検事に配置換する			平成七年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）			併任の期間は平成七年十二月三十一日までとする		併任の期間は平成七年十二月三十一日までとする	項	
		〃			〃			〃			庁	
		〃			〃			〃			名	
		〃			〃			〃			寺 田 逸 郎	

10丁										裁 判 所			年 号 月 日	事 項	庁 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
〃		〃	〃			〃			〃			〃				平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に併任する	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
〃		〃	四			二			一			一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〃		〃	五			二七			一〇			四																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
平成八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する										併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする			平成八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	平成八年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成八年十二月三十一日までとする

寺 田 逸 郎

12丁				裁 判 所			
〃 一七	〃 一五		〃 一二	〃 六		〃 〃 〃	年 号 平成一二 一〇 一
一	一〇		一二	六		〃	月
一八	三一		一	一三	六	〃	日
法務省民事局長に充てる	税制調査会幹事を免ずる		法務省大臣官房司法法制部長に充てる	税制調査会幹事に任命する	平成十二年十一月十五日付け法務省秘企第九一九号 法務大臣官房秘書課長依命通知により法務大臣官房 は法務省大臣官房となった	平成十三年一月五日限りをもって税制調査会幹事の 併任は終了した	最高検察庁検事に配置換する 法務大臣官房秘書課長に充てる
法務省	〃		法務省	〃			法務省

13丁										裁 判 所		
〃	〃	〃 二二		〃	〃 二〇		〃	〃	〃 一九			
一二	〃	二		九	一		〃	七	一			
二七	〃	二四		五	一		〃	一〇	二五			
最高裁判所判事に任命する	広島高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	さいたま地方裁判所長を命ずる	さいたま地方裁判所判事に補する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括するものに指名する	東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	法制審議会幹事に併任する			
内 閣	最高裁判所	内 閣	〃		〃	最高裁判所		内 閣	法 務 省			
											平成 一七	年 号
											一	月
											二五	日
											法制審議会幹事に併任する	事 項
												庁 名

寺
田
逸
郎